第三百七十八条第一項中「四人」を「五人」に、「七人」を「九人」に改める。

第三百七十九条第一項中「一人」を「二人」に、「六人」を「七人」に改める。

第四百十条第一項中「二百三十二人」を「二百三十四人」に改める。

第四百五十条第一項中「東京国税局の総務部」の下に「、課税第一部」を加える。

第四百六十六条第一項中「五百九十九人」を「五百九十八人」に改める。

第四百六十七条第三項の表東京国税局の項中「六人」を「七人」に改め、同表大阪国税局の項中「五人」を「六人」に改め、同表合計の項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

第四百八十四条第一項中「七十人」を「七十一人」に改める。

第四百八十五条第一項中「三千三百二十人」を「三千四百九人」に改める。

第四百八十六条第一項中「二百六十六人」を「二百四十四人」に改める。

第四百八十七条第二項中「除く。）」の下に「、特別機動国税徴収官（東京国税局に限る。）」を、同条第三項中「特別国税徴収官」の下に「、特別機動国税徴収官」を加え、同項の表を次のように改める。

名称	納税管理官	特別国税徴収官	特別機動国税徴収官	統括国税徴収官
札幌国税局	—	一人	—	三人
仙台国税局	—	一人	—	三人
関東信越国税局	一人	二人	—	四人
東京国税局	一人	五人	四人	十人
金沢国税局	—	—	—	一人
名古屋国税局	一人	二人	—	四人
大阪国税局	一人	四人	—	六人
広島国税局	—	一人	—	三人
高松国税局	—	—	—	二人
福岡国税局	—	一人	—	三人
熊本国税局	—	—	—	二人
合計	四人	十七人	四人	四十一人

第四百八十八条第四号中「特別国税徴収官」の下に「、特別機動国税徴収官」を加える。

第四百八十九条第一項中「及び大阪国税局」を「にあっては、機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、国税訟務官室、特別国税徴収官及び特別機動国税徴収官、大阪国税局」に改める。

第四百九十一条第二項第一号中「、第二号」を削り、同項第三号中「特別国税徴収官」の下に「、特別機動国税徴収官」を加え、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の所掌事務に関する方針及び計画の企画及び立案に関すること。

第四百九十一条第三項第一号を次のように改める。

一　特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の行う徴収事務の結果の審理に関すること。

第四百九十四条中「及び大阪国税局」を「にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、国税訟務官室及び特別機動国税徴収官、大阪国税局」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別機動国税徴収官の職務）

第四百九十四条の二　特別機動国税徴収官は、命を受けて、前条に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務を分掌する。

第四百九十五条中「及び大阪国税局」を「にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課、国税訟務官室、特別国税徴収官及び特別機動国税徴収官、大阪国税局」に改める。

第四百九十七条第一項中「五百三十二人」を「五百三十五人」に改める。

第四百九十八条第一項中「千四十九人」を「千四十五人」に改める。

第五百十七条第一項中「二千八百二十二人」を「二千八百五人」に改める。

第五百十八条第一項中「千七百十九人」を「千七百十八人」に改める。

第五百四十七条第五項中「三百七十八人」を「三百九十人」に、「千四百九十九人」を「千四百九十六人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万八千五百三十九人」を「一万八千四百六十九人」に改める。

別表第四横浜税関鶴見出張所の項、名古屋税関稲永出張所の項、大阪税関桜島出張所の項、神戸税関摩耶埠頭出張所の項、姫路税関支署相生出張所の項及び福山税関支署竹原出張所の項を削り、同表中

坂出税関支署高松出張所	高松市

を

坂出税関支署高松出張所
坂出税関支署高松空港出張所

に改め、同表坂出税関支署丸亀出張所の項を削る。

高松市
高松市

別表第七中

沖縄地区税関那覇外郵出張所	那覇市
沖縄地区税関鏡水出張所	那覇市
沖縄税関支署平安座出張所	うるま市
石垣税関支署平良出張所	宮古島市

を

沖縄地区税関那
沖縄地区税関鏡
石垣税関支署石
沖縄税関支署平
石垣税関支署平

に改める。

覇外郵出張所	那覇市
水出張所	那覇市
垣空港出張所	石垣市
安座出張所	うるま市
良出張所	宮古島市

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第四百十条、第四百五十条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百八十八条、第四百八十九条、第四百九十一条、第四百九十四条、第四百九十四条の二、第四百九十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十七条及び第五百五十六条の改正規定は、同月十日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

文部科学大臣　林　芳正